

農林水産商工常任委員会提出資料

(平成24年3月1日)

項 目

ページ

- 1 米川土地改良区の不適正経理に対する特別検査の概要について

【農地・水保全課】 1

農 林 水 産 部

米川土地改良区の不適正経理に対する特別検査の概要について

平成24年3月1日
農地・水保全課

米川土地改良区において、土地改良区の内部調査により会計処理に係る不明金があることがわかり、平成24年2月20日に県に対してその報告がありました。

このため、国と合同で特別検査を実施しましたので、その概要を報告します。

1 特別検査の概要

- (1) 日 時 2月21日(火)～24日(金)
- (2) 場 所 米川土地改良区事務所及び西部総合事務所第18会議室
- (3) 検査者 農林水産省 本省大臣官房検査課 3名、中国四国農政局検査課 3名
鳥取県 農地・水保全課 2名、西部総合事務所 3名
※これまで、米川土地改良区の検査は、国(中国四国農政局)が実施していることから、国と県の合同で実施。

(4) 検査内容

土地改良区の内部調査結果及び運営状況について検証を行ったところ、次のとおりであったが、今後も引き続き国と協力して金額等について検証していく。

ア 米川土地改良区から報告のあった内部調査結果の検証

- ① 地区除外決済金(転用決済金)の不明金 6,067千円 (内部調査では4,973千円)
・領収した現金が会計帳簿に記載されていないものや会計帳簿の合計額の誤りがある。
- ② 社会保険料の不明金 12,233千円 (内部調査では11,992千円)
・社会保険料の事業主負担額が過大に支出されている。
- ③ 干拓地貸付金の不明金 26,583千円 (内部調査では20,504千円)
・地区除外決済積立金からの支出額(干拓地貸付金という名称)の支出先が不明である。
- ④ 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金及び国の施設管理委託費の不明金 調査中
(内部調査では69,131千円)
・土地改良区の預金口座に補助金・委託費を受けた後の会計処理が不明である。

イ 土地改良区の運営状況の検証

監事監査で会計細則第40条に規定されている会計帳簿と証憑との照合・検算など実質的な監査が行われていなかったことや公印・公金管理を一人の職員にまかせるなど内部牽制が機能していないことを、検査最終日に理事長に口頭で伝えた。

2 今後の県の対応

(1) 米川土地改良区に対する改善指導

- ア 今回の特別検査の結果により、
・土地改良区に対して、土地改良法第134条に基づく改善命令を行う。(今回、国と県が合同で検査しているため、一連の措置を国か県または連名で行うかは国と協議予定)
- イ 国営造成施設管理体制整備促進事業補助金(国庫補助)が入っていることから、
・県は、鳥取県補助金等交付規則第14条に基づき補助事業者である市(米子市・境港市)に対して報告徴求を行った。市が行う検査に対して県は協力していく。
・今後、不適正な支出が認められれば補助金返還等を求めていく。

(2) 県内土地改良区(97改良区)への指導強化

- ア 今回の不祥事を踏まえ、緊急に自己点検の実施を通知し、チェックシートにより報告させ、改善指導していく。
- イ 特に財政規模の大きい土地改良区(概ね5千万円以上:25改良区程度)については、平成24年度緊急に追加検査を実施する。
- ウ 内部牽制を強化するため、これまでも役職員研修(理事長、事務局長等)を実施しているが、更に会計担当理事や監事を含めて適正な会計処理について重点的に研修を実施する。